

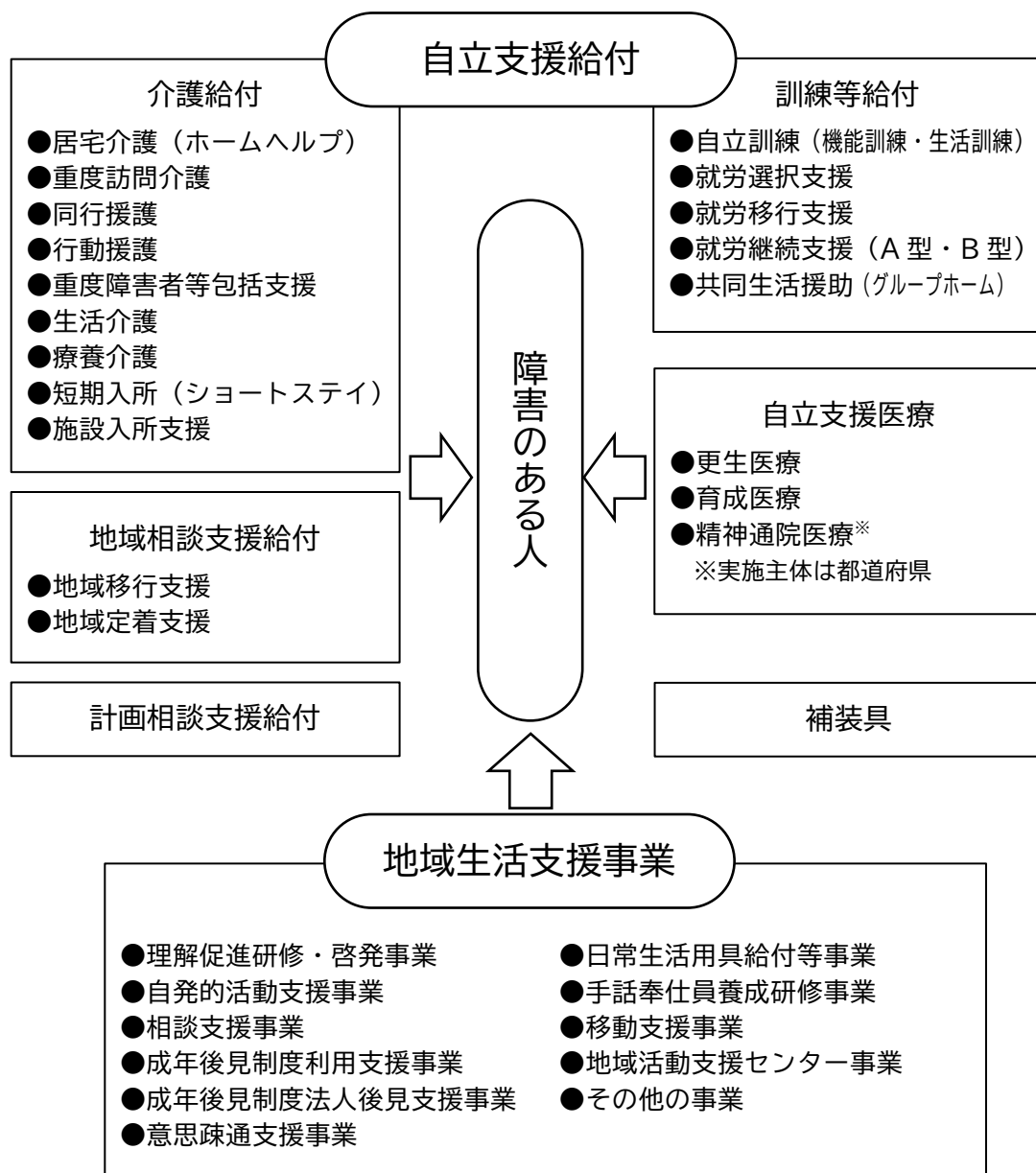
第 3 部 障害福祉計画 及び障害児福祉計画

第1章 障害福祉計画

1 サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方

本計画は、国の基本指針の改正内容に即して、障害者総合支援法に基づくサービスの整備目標とその確保のための方策について定めます。

基本的な考え方は、町の現状と課題を踏まえて、「障害福祉サービス」と「地域生活支援事業」の提供体制の充実を図るための成果目標（数値目標）を設定し、さらに、これらの成果目標を達成するための活動指標を設定し、基本的理念の実現を目指します。



2 令和8年度に向けた成果目標及び活動指標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国の基本指針及び県の考え方】

〔国の基本指針〕

令和4年度末時点での施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとともに、これに合わせて令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者から5%以上削減することを基本とする。

当該目標値の設定に当たっては、令和5年度末において、障害福祉計画で定めた令和5年度までの目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和8年度末における目標値に加えた割合以上を目標値とする。

〔県の考え方〕

地域移行者数は国と同様6%以上とするが、障害者施設入所者の削減数の数値目標は設定しない。

《設定しない理由》

県の入所待機者は年々増加しており、特に強度行動障害や重度の重複障害などによる地域生活が困難な者が多数入所待ちをしている状況であることから、県では地域移行の促進と並行して必要な施設整備は行うとしているため。

上記のとおり、埼玉県では障害者施設入所者の削減数の数値目標は設定しないことから、本町でも設定しないこととします。

【成果目標】

項目	数値
令和4年度末時点の入所者数(A)	41人
令和8年度末時点の入所者数(B)	—
令和8年度末までの地域生活移行者数(C)	2人
令和8年度末までの地域生活への移行割合(C/A)	4.9%

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本指針及び県の考え方】

【国の基本指針】

- ①平均生活日数に関する令和8年度における目標値の設定に当たっては、精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。
- ②別表第四の一の項に掲げる式により算定した令和8年度末の精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数及び別表第四の二の項に掲げる式により算定した令和8年度末の精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数を目標値として設定する。
- ③退院率に関する令和8年度における目標値の設定に当たっては、入院後3か月時点の退院率については68.9%以上とし、入院6か月時点の退院率については84.5%以上とし、入院後1年時点の退院率については91%以上とすることを基本とする。

【県の考え方】

国基本指針のとおり

※国の基本指針の①～③は、都道府県が成果目標を設定します。

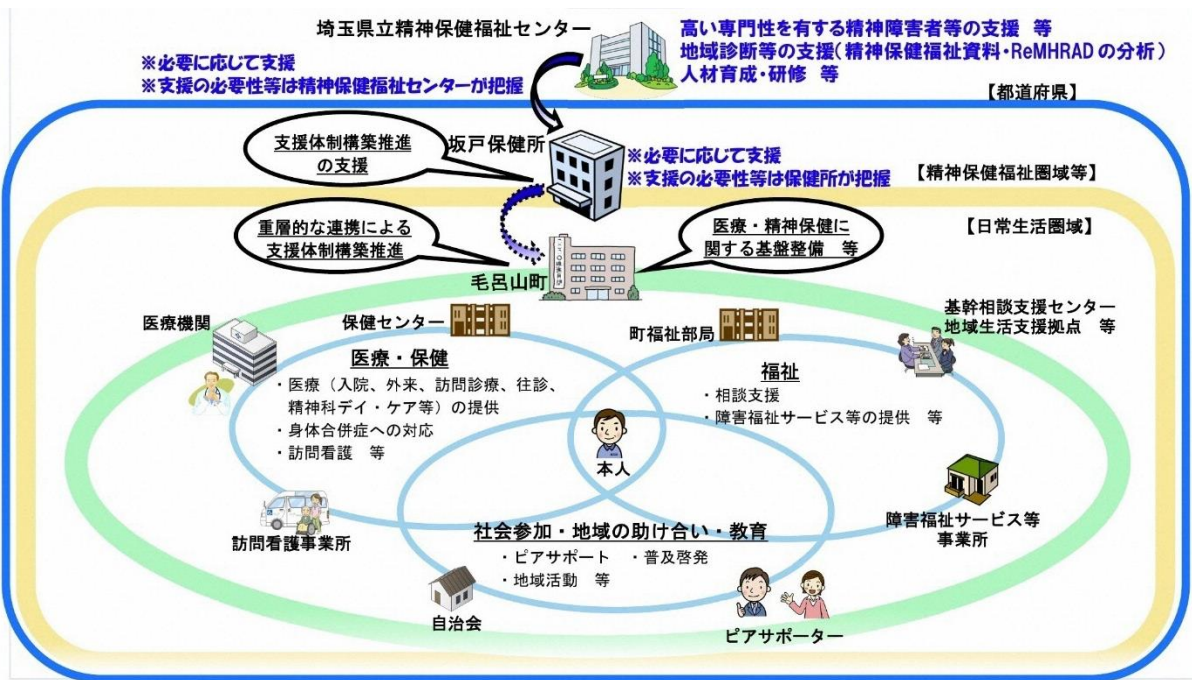
【活動指標】

項 目		活 動 指 標		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議の場の開催回数	回	1	1	1
協議の場への関係者参加者数	人	13	13	13
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	目標設定	有	有	有
	実施回数	1	1	1
精神障害者の地域移行支援利用者数	人	1	1	1
精神障害者の地域定着支援利用者数	人	1	1	1
精神障害者の共同生活援助利用者数	人	7	8	9
精神障害者の自立生活援助利用者数	人	0	0	0
精神障害者の自立訓練(生活訓練)利用者数	人	5	6	7

【目標実現に向けた取組】

精神障害のある人が地域の中で安心して自分らしく暮らすことができるよう、令和5年度に保健・医療・福祉関係者による協議の場として位置付けた毛呂山町障害者福祉計画策定委員会を中心に、支援体制の構築を進めます。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る各機関の役割



<地域包括ケアシステム構築に係る連携支援体制のイメージ>

3層構造の主な役割	
【市町村単位の協議の場】	市町村に設置される精神障害に対応した部会や委員会等
	<ul style="list-style-type: none"> ・保健・医療・福祉の関係者が集まる場を創出することによる「顔の見える関係」の構築 ・精神科病院に入院中の患者のうち地域移行の可能性のある患者についての事例検討 ・精神科病院から退院した精神障害者の地域定着についての事例検討 ・事例検討等から出てきた課題について整理し、広域的な検討事項については、圏域や県の協議の場に提案
【圏域単位の協議の場】	保健所ごとに設置する協議の場
	<ul style="list-style-type: none"> ・精神科医療機関と市町村等地域の関係機関(医療と地域生活)の「つながり」の構築 ・多様な疾患ごとに明確化された精神科医療機関の医療機能についての情報提供、在宅医療に関する情報提供 ・市町村単位の協議の場の設置・開催状況の把握、設置促進の支援 ・市町村単位の協議の場で協議された事例や地域課題、県が取り組む政策課題のうち、圏域で調整や検討をすべき内容についての協議
【埼玉県の協議の場】	埼玉県自立支援協議会精神障害者地域支援体制整備部会
	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村及び圏域単位の協議の場の設置・開催状況の把握、設置促進の支援 ・市町村単位の協議の場で協議された地域課題や、県が取り組む政策課題のうち、県で調整や検討をすべき内容についての協議

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

【国の基本指針及び県の考え方】

〔国の基本指針〕

- ①令和 8 年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年 1 回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- ②強度行動障害を有する者の支援体制の充実を図るためには、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要であり、令和 8 年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

〔県の考え方〕

国基本指針のとおり

【成果目標】

項 目	目 標		
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
地域生活支援拠点の整備数	1 か所（設置済み）		
機能充実に向けた運用状況の検証・検討実施回数	年 1 回以上	年 1 回以上	年 3 回以上
地域生活支援拠点等における支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	検討	検討	検討
強度行動障害を有する人に対する支援体制の整備	検討	検討	検討

【目標実現に向けた取組】

障害のある人の重度化や高齢化、「親亡き後」を見据え、地域において各サービスを複数の機関の連携により分担して整備する「面的整備型」により、地域生活支援拠点の機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）の充実を図るとともに、緊急時における連絡体制の構築や強度行動障害がある人への支援体制について検討を進めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

【国の基本指針及び県の考え方】

〔国の基本指針〕

令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。

この際、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業及びB型事業について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれ令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定めることとする。

就労移行支援事業については、令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする。さらに、事業所ごとの実績の確保・向上の観点から、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が五割以上の事業所を全体の五割以上とすることを基本とする。また、就労継続支援A型事業については令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.28倍以上を目指すこととする。

また、障害者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定することとし、就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。さらに、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めることを基本とする。

一般就労に移行する者の数に係る目標値の設定に当たり、令和5年度末において、障害福祉計画で定めた令和5年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和8年度末における各々の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

〔県の考え方〕

国基本指針のとおり

【成果目標】

■一般就労への移行者の増加率

項目	一般就労移行者数		増加割合
	令和3年度	令和8年度	
福祉施設から一般就労への移行	4人	6人	150%
うち就労移行支援事業	4人	6人	150%
うち就労継続支援A型	0人	0人	—
うち就労継続支援B型	0人	0人	—

■令和8年度における一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合

就労移行支援事業所数	うち一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所	数値
2事業所	1事業所	50%

■令和8年度の就労定着支援事業の利用者数

項 目	令和3年度	令和8年度	増加割合
就労定着支援事業の利用者数	4人	6人	150%

■令和8年度末の就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合

就労定着支援事業所数	うち就労定着率7割以上の 就労定着支援事業所	数値
1事業所	1事業所	100%

【目標実現に向けた取組】

障害のある人の雇用を促進するため、就労に関する情報の提供・相談体制の整備、能力開発や訓練の機会の拡充及び雇用の場の開拓によって、就労の場の確保を図るとともに、就職の意向確認から就労後の定着まで、就労支援のための総合的な支援を行います。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

【国の基本指針及び県の考え方】

〔国の基本指針〕

相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置(複数市町村による共同設置可)するとともに、基幹相談支援センターが別表第一の九の各項に掲げる地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。

なお、基幹相談支援センターを設置するまでの間においても、各市町村において地域の相談支援体制の強化に努めること。

また、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、別表第一の九の表に掲げる個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

〔県の考え方〕

国基本指針のとおり

【成果目標】

項目	令和8年度末の目標
基幹相談支援センターの設置	1か所(設置済み)
協議会における個別事例検討の実施の体制の確保	検討

【活動指標】

項目		活動指標		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置数	箇所	1	1	1
相談支援事業所に対する指導・助言件数	件	5	5	5
人材育成の支援件数	件	5	5	5
連携強化の取組の実施回数	回	2	2	2
個別事例の検討回数	回	3	4	5
主任相談支援専門員の配置数	人	0	0	0
協議会における個別事例を通じた地域のサービス基盤の開発・改善				
相談支援事業参画による事例検討実施回数、参加事業者数・機関数	回	1	1	1
	事業者数	10	10	10
専門部会の設置数、実施回数	部会数	2	2	2
	回	3	3	3

【目標実現に向けた取組】

相談支援体制を充実・強化するため、基幹相談支援センターを中心とした総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保します。また、入間西障害者地域自立支援協議会における個別事例検討の実施の体制の確保について、検討を図ります。

(6) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

【国の基本指針及び県の考え方】

〔国の基本指針〕

県及び市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的な内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要なとする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましい。

また、県は管内市町村と連携しつつ、相談支援専門員やサービス管理責任者等について、地域のニーズを踏まえて計画的に養成する必要がある。さらに、障害福祉サービス等の提供にあたっては、意思決定支援の適切な実施が重要であり、障害福祉サービス事業者、相談支援事業者等に対する「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の普及啓発に取り組むとともに、相談支援専門員やサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に対する意思決定支援に関する研修を推進していく必要がある。

そこで、利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等を提供していくため、令和8年度末までに、基本指針別表第一の十の表各項に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

〔県の考え方〕

国基本指針のとおり

【本町の成果目標】

項目	目標
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の構築	令和8年度までに実施

【本町の活動指標】

項目		活動指標		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
県が実施する研修への町職員の参加者数	人	5	5	5
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制	実施有無	無	無	有
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	実施回数	0	0	1

【目標実現に向けた取組】

障害のある人や子どもが必要とする障害福祉サービス等を提供できているのかを検証するため、多様化している障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害福祉サービス等の質を向上させるための体制について検討を行います。

また、検討に当たっては、毛呂山町障害者福祉計画策定委員会や入間西障害者地域自立支援協議会の場を活用して協議を進めます。

3 サービスの見込量と見込量確保のための方策

第7期の障害福祉サービス及び相談支援等の利用者数及び利用時間（日数）については、第6期計画期間における利用実績の伸びなどを勘案しつつ、次のとおり見込んでいます。

(1) 訪問系サービス

<居宅介護>

障害のある人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や洗濯・掃除などの家事援助を行います。

<重度訪問介護>

重度の肢体不自由者で常時介助を要する人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、生活全般にわたる介護のほか、外出時における移動中の介護を行います。

<同行援護>

視覚障害により、移動に著しい困難がある人に対し、移動時や外出先での必要な視覚情報の提供支援や移動援護、排泄・食事等の介護などを行います。

<行動援護>

知的障害または精神障害によって行動上著しい困難があるため、常時介護が必要な人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出時における移動中の介護を行います。

<重度障害者等包括支援>

障害支援区分6（児童については区分6相当）で意思の疎通に著しい困難を伴う人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護などの複数サービスを包括的に提供します。

■訪問系サービスの見込量

名称	単位	実績値				計画値		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間/月	310	320	340	370	410	450	490
	人/月	31	32	34	37	41	45	49
重度訪問介護	時間/月	0	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0
同行援護	時間/月	41	53	50	55	62	67	72
	人/月	9	10	11	12	13	14	15
行動援護	時間/月	3	6	9	9	9	12	12
	人/月	1	2	3	3	3	4	4
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0
合計	時間/月	354	379	399	434	481	529	574
	人/月	41	44	48	52	57	63	68

※令和5年度は見込値（以下、同じ）

【見込量確保のための方策】

今後、障害者の高齢化の進展に伴い、需要がさらに拡大すると見込まれることから、関係機関と連携しながら、ヘルパー等の人材確保に努め、供給体制の確保を図ります。

(2) 日中活動系サービス

①生活介護

常時介護が必要であり、障害支援区分4以上である人、または50歳以上で障害支援区分が3以上である人に対して、昼間の入浴、排せつ、食事の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

■生活介護の見込量

	実績値				計画値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用日数(日/月)	1,510	1,603	1,636	1,680	1,718	1,756	1,795
利用者数(人/月)	80	84	86	88	90	92	94

【見込量確保のための方策】

利用者のニーズに応じたサービスの提供ができるような支援の実施に努めます。

②自立訓練（機能訓練）

生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上などの支援が必要な障害のある人を対象に、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

■自立訓練（機能訓練）の見込量

	実績値				計画値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用日数(日/月)	10	0	1	0	22	22	22
利用者数(人/月)	1	0	1	0	1	1	1

【見込量確保のための方策】

利用者のニーズに応じたサービスの提供ができるような支援の実施に努めます。

③自立訓練（生活訓練）

生活を営む上で生活能力の維持・向上などの支援が必要な障害のある人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

■自立訓練（生活訓練）の見込量

	実績値				計画値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用日数(日/月)	116	143	100	77	117	117	117
利用者数(人/月)	7	8	6	5	7	7	7

【見込量確保のための方策】

利用者のニーズに応じたサービスの提供ができるような支援の実施に努めます。

④就労選択支援【新規】

就労アセスメントの手法を活用し、就労先・働き方について本人の希望、就労能力や適性等に合った選択ができるよう支援を行います。

■就労選択支援の見込量

	実績値				計画値		
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用者数(人/月)						1	3

【見込量確保のための方策】

利用者のニーズに応じたサービスの提供ができるような支援の実施に努めます。

⑤就労移行支援

一般就労などを希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じて企業などへの雇用または在宅就労などが見込まれる65歳未満の人を対象に、一定期間における生産活動やその他の活動機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。

■就労移行支援の見込量

	実績値				計画値		
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用日数(日/月)	205	186	173	201	217	233	267
利用者数(人/月)	12	11	10	12	13	14	16

【見込量確保のための方策】

利用者のニーズに応じ、一般就労に必要な知識や能力を養い、適正に合った就労や職場の定着を図り、事業所における移行率向上に努めます。

⑥就労継続支援（A型）

就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に対して、雇用契約を締結し、就労の場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

■就労継続支援（A型）の見込量

	実績値				計画値		
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用日数(日/月)	27	34	43	57	60	60	60
利用者数(人/月)	2	2	3	4	4	4	4

【見込量確保のための方策】

利用者のニーズに応じたサービスの提供ができるような支援の実施に努めます。

⑦就労継続支援（B型）

企業などや就労継続支援A型での就労経験がある人で、年齢や体力面で雇用されることが困難になった人、就労移行支援を利用したが、企業や就労継続支援A型の雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人などを対象に、就労の場を提供するとともに、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。

■就労継続支援（B型）の見込量

	実績値				計画値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用日数(日/月)	1,276	1,303	1,404	1,429	1,464	1,499	1,534
利用者数(人/月)	72	74	80	81	83	85	87

【見込量確保のための方策】

利用者のニーズに応じたサービスの提供ができるような支援の実施に努めます。

⑧就労定着支援

就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定期間にわたり行います。

■就労定着支援の見込量

	実績値				計画値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人/月)	4	4	5	4	5	6	7

【見込量確保のための方策】

平成30年度に創設された事業であるため、引き続き事業の周知に努め、積極的な利用を推進します。

⑨療養介護

病院などへの長期入院による治療に加え、常時介護を必要とする人であって、①障害支援区分6で、気管切開を伴う呼吸器による呼吸管理を行っている人、②障害支援区分5以上の筋ジストロフィー患者または重症心身障害のある人を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。

■療養介護の見込量

	実績値				計画値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人/月)	15	15	16	16	16	16	16

【見込量確保のための方策】

利用者のニーズに応じたサービスの提供ができるような支援の実施に努めます。

⑩短期入所（福祉型・医療型）

居宅で介護する人が病気などの理由により、障害者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障害のある人や子どもに対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

■短期入所の見込量

	実績値				計画値		
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用日数(日/月)	2	22	8	13	19	19	22
利用者数(人/月)	1	3	3	5	5	5	6

【見込量確保のための方策】

利用者やその家族のニーズに応じたサービスの提供ができるような支援の実施に努めます。

(3) 居住系サービス

① 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害のある人の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。

■自立生活援助の見込量

	実績値				計画値		
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	0	0

【見込量確保のための方策】

実績から、利用は見込んでいませんが、サービスの周知を図るとともに、事業所の新規参入を働きかけます。

② 共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日等に共同生活を行う住居で、地域における自立した日常生活に向けて介護や相談等の支援を行います。

■共同生活援助（グループホーム）の見込量

	実績値				計画値		
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用者数(人/月)	45	45	60	58	63	67	71

【見込量確保のための方策】

施設の設置などの基盤整備に当たっては、地域の理解が不可欠であることから、障害の有無にかかわらず、誰もが安心して暮らすことができるよう幅広く啓発を行います。

③ 施設入所支援

自立訓練もしくは就労移行支援の対象者のうち、生活能力により単身での生活が困難な人、地域の社会資源などの状況により通所することが困難な人または生活介護の対象者に対して、夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

■施設入所支援の見込量

	実績値				計画値		
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用者数(人/月)	44	45	43	42	42	41	40

【見込量確保のための方策】

施設入所者が地域生活へ移行できるように福祉サービスの充実を図りながら、地域との連携に努めます。

(4) 相談支援

計画相談支援とは、障害福祉サービスを利用するすべての障害のある人や子ども及び地域相談支援を利用する障害のある人を対象に、支給決定を行う際にサービス等利用計画を作成するとともに、一定期間後において、サービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。

地域移行支援とは、障害者施設に入所している障害のある人や入院している精神障害のある人を対象に、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。

地域定着支援とは、施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急事態等に対する相談や緊急訪問、緊急対応等の支援を行います。

■計画相談支援の見込量

	実績値				計画値		
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用者数(人/月)	44	46	53	52	57	62	67

■地域移行支援の見込量

	実績値				計画値		
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	1	1

■地域定着支援の見込量

	実績値				計画値		
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	1	1

【見込量確保のための方策】

利用者やその家族にニーズに応じたサービスの提供ができるような支援の実施に努めます。

4 地域生活支援事業の推進

(1) 必須事業

①理解促進研修・啓発事業

共生社会の実現を図るため、地域社会の住民に対して障害のある人や子どもに対する理解を深めるための研修・啓発を行います。

②自発的活動支援事業

障害のある人や子どもの自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、本人や家族、地域住民等による自発的な取組を支援します。

③相談支援事業

<障害者相談支援事業>

障害のある人や子どもや家族等からの相談に応じるとともに必要な情報の提供及び助言などの支援を行います。

<基幹相談支援センター等機能強化事業>

基幹相談支援センター等に専門的な職員を配置し、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成支援、地域移行に向けた取組等を行います。

<住宅入居等支援事業>

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な知的障害者や精神障害者に対し、入居に必要な調整等を行います。

■相談支援事業等の見込量

	実績値				計画値		
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障害者相談支援事業	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
基幹相談支援センター等機能強化事業	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
住宅入居等支援事業	無	無	無	無	無	無	無

【見込量確保のための方策】

総合的な相談支援、専門的な相談支援、困難事例などの相談支援を適正かつ円滑に実施するため、相談支援体制の充実強化を図ります。なお、住宅入居等支援事業については見込んでいませんが、今後、事業実施に向けて検討していきます。

④成年後見制度利用支援事業等

障害福祉サービスを利用しまたは利用しようとする知的障害のある人または精神障害のある人に対し、制度の利用を支援し、権利擁護を図ります。

成年後見制度法人後見支援事業については、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害のある人の権利擁護を図ります。

■成年後見制度利用支援事業等の見込量

	実績値				計画値		
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
成年後見制度利用支援 事業実利用件数(件)	0	1	1	1	2	2	2
成年後見制度法人後見 支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施

【見込量確保のための方策】

成年後見制度利用支援事業については、利用者やその家族のニーズに応じたサービスの提供ができるような支援の充実に努めます。また、成年後見制度法人後見支援事業については、法人後見の体制の充実に努めます。

⑤意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のために意思疎通を図ることに支障がある障害のある人や子どもが社会参加を行う際に意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者及び要約筆記者を派遣します。

■意思疎通支援事業（手話通訳者・要約筆記者派遣事業）の見込量

	実績値				計画値		
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用件数（件/年）	193	229	204	210	214	214	214

【見込量確保のための方策】

手話通訳者派遣事業・要約筆記者派遣事業については、利用者やその家族のニーズに応じたサービスの提供ができるような支援の実施に努めます。

なお、手話通訳者設置事業及び手話や要約筆記以外の意思疎通支援については、今後、事業実施に向けて検討していきます。

⑥日常生活用具給付等事業

重度障害のある人や子どもの日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付・貸与を行います。

■日常生活用具給付等事業の利用件数の見込量

単位：件／年

	実績値				計画値		
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護・訓練支援用具	0	0	2	0	0	0	0
自立生活支援用具	4	2	5	13	5	5	5
在宅療養等支援用具	8	2	4	4	4	4	4
情報・意思疎通支援用具	5	13	2	14	10	10	10
排泄管理支援用具	880	935	978	1,022	1,067	1,115	1,165
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	1	0	1	0	1	1	1

【見込量確保のための方策】

利用者やその家族のニーズに応じたサービスの提供ができるような支援の実施及び事業の適正運用に努めるとともに、利用者のニーズに応じた種目・品目の拡大について検討します。

⑦手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害のある人等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

■手話奉仕員養成研修事業の見込量

	実績値				計画値		
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
受講者数（人/年）	11	8	7	5	12	10	12
修了者数（人/年）	10	8	7	5	12	10	12

【見込量確保のための方策】

関係機関と連携し、計画的に講習会を実施するとともに、修了者の活動機会の拡充を図ります。

⑧移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人や子どもについて、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動などの社会参加のための外出支援を行います。

■移動支援事業の見込量

	実績値				計画値		
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実利用者数(人/年)	35	34	38	40	40	42	44
利用時間数(時間/年)	2,634	2,495	2,700	2,926	2,926	3,072	3,218

【見込量確保のための方策】

屋外での移動が困難な障害のある人や子どもに対して、社会生活上必要な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出支援を行います。

⑨地域活動支援センター事業

地域で生活する精神障害のある人の日中活動の場として、地域活動支援センターを開設し、利用者の状況に応じて創作的活動や生産活動の機会を提供したり、日常生活の支援や様々な相談への対応、地域の関係機関・団体との連携・協力による各種の交流活動への参加支援などの支援事業を展開します。

■地域活動支援センター事業の見込量（毛呂山町分）

	実績値				計画値		
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実施か所数(か所)	1	1	1	1	1	1	1
実利用者数(人/月)	20	26	24	20	22	22	22

【見込量確保のための方策】

利用者やその家族のニーズに応じたサービスの提供ができるような支援の実施に努めます。

(2) 任意事業

①日中一時支援事業

障害のある人や子どもの日中活動の場を確保し、障害のある人や子どもを日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。

■日中一時支援事業の見込量

	実績値				計画値		
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用時間(時間/年)	3,355	2,817	2,105	2,915	3,000	3,000	3,000
実利用者数(人/月)	9	7	8	11	11	11	11

【見込量確保のための方策】

需要の把握を図りつつ、提供体制の確保に努めます。

②訪問入浴サービス事業

家族または介護者による入浴が困難な在宅の身体障害のある人や子どもを対象に、訪問入浴車により障害のある人や子どもの居宅を訪問し、入浴介護サービスを提供します。

■訪問入浴サービス事業の見込量

	実績値				計画値		
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用回数(回/年)	51	46	48	52	52	52	52
実利用者数(人/月)	1	1	1	1	1	1	1

【見込量確保のための方策】

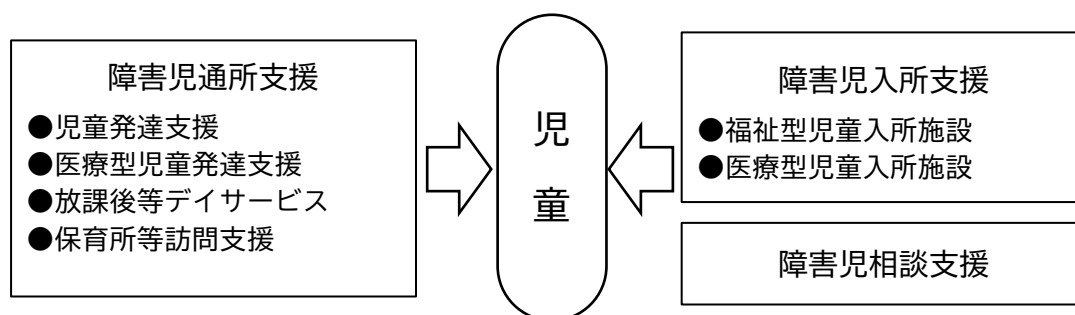
需要の把握を図りつつ、提供体制の確保に努めます。

第2章 障害児福祉計画

1 サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方

本計画は、国の基本指針の改正内容に即して、児童福祉法に基づくサービスの整備目標とその確保のための方策について定めます。

基本的な考え方は、町の現状と課題を踏まえて、「障害児通所支援」と「障害児相談支援」の提供体制の充実を図るための成果目標（数値目標）を設定し、さらに、これらの成果目標を達成するための活動指標を設定し、基本的理念の実現を目指します。



2 令和 8 年度に向けた成果目標及び活動指標

障害のある子どもの健やかな育成のために必要な支援の提供体制の確保に関して、国の基本指針等を踏まえ、以下の3つの項目について本計画の成果目標として設定します。

(1) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

児童発達支援等の提供体制の整備等を計画的に進める観点から、令和 8 年度までの児童発達支援センターの整備に関する目標値を設定します。

【国の基本指針及び県の考え方】

〔国の基本指針〕

令和 8 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 か所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては、障害福祉主管部局等が中心となって、関係機関の連携の下で児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備することが必要である。

また、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和 8 年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。

〔県の考え方〕

国基本指針のとおり

【成果目標】

項 目	目 標
令和 8 年度末まで、児童発達支援センターの設置数	1 か所（設置済み）
令和 8 年度末まで、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築	検討

(2) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

医療的ケアを要する児童が適切な支援を受けられるよう、令和8年度までの医療的ニーズへの対応に関する目標値を設定します。

【国の基本指針及び県の考え方】

〔国の基本指針〕

令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

〔県の考え方〕

国基本指針のとおり

【成果目標】

項 目	目 標
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数	令和8年度までに1カ所設置
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	令和8年度までに1カ所設置

(3) 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケア児等の福祉や医療等の関係分野について一定の知識を有し、その暮らしの設計を手助けできる調整者（コーディネーター）として養成された相談支援専門員等を配置します。

【国の基本指針及び県の考え方】

〔国の基本指針〕

令和8年度末までに、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置すること、県及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

〔県の考え方〕

国基本指針のとおり

【成果目標】

項 目	目 標
医療的ケア児等が適切な支援を受けられるための関係機関の協議の場の設置	設置済み
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1名配置済み

(4) 発達障害のある子どもや発達障害のある人及び家族等への支援体制の確保

発達障害等の早期発見・早期支援には、発達障害のある子どもや発達障害のある人及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障害のある子どもや発達障害のある人及びその家族等に対する支援体制を確保します。

■発達障害のある子どもや発達障害のある人及び家族等への支援体制の実施見込量

単位：人／月

項 目		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
ペアレントトレーニング※またはペアレントプログラム※	受講者数	0	0	1
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数	実施者数	0	0	1
ペアレントメンター※の人数	人数	0	0	1
ピアサポート※の活動への参加人数	参加者数	0	0	1

※ペアレントトレーニング

発達障害のある子どもの保護者が自分の子の行動を理解したり、発達障害の特性を理解した褒め方やしかり方を学ぶための支援のこと。

※ペアレントプログラム

育児に不安のある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者を、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラムのこと。

※ペアレントメンター

発達障害のある子どもの保護者等であって、その経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない保護者等に対して助言を行う人のこと。

※ピアサポート

「同じような立場の人によるサポート」といった意味で用いられる言葉で、同じ問題や環境を体験する人が、対等な関係性の仲間で支えあうこと。

3 サービスの見込量と見込量確保のための方策

①児童発達支援

未就学の障害のある子ども（発達障害のある子どもを含む）を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う事業です。

■児童発達支援の見込量

	実績値				計画値		
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用日数(日/月)	98	122	137	68	128	144	160
利用者数(人/月)	11	15	16	11	16	18	20

【見込量確保のための方策】

利用者は増加傾向にあり、今後も関係機関等と連携しながらニーズを把握するとともに、関係者の理解・協力を得ながら早期に必要な療育を受けることができるための支援の充実を図ります。

②医療型児童発達支援

肢体不自由のある子どもが、医療型児童発達支援センター、または指定医療機関等に通り、児童発達支援及び医療の提供を行います。

■医療型児童発達支援の見込量

	実績値				計画値		
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用日数(日/月)	0	0	0	0	0	0	0
利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	0	0

【見込量確保のための方策】

圏域内の他市町や関係機関等と連携し、サービスを提供できる体制の確保に努めます。

③放課後等デイサービス

学校通学中の障害のある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進等の支援を行う事業です。

■放課後等デイサービスの見込量

	実績値				計画値		
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用時間(時間/月)	674	737	774	918	977	1,019	1,061
利用者数(人/月)	76	83	95	114	115	120	125

【見込量確保のための方策】

利用者は増加傾向にあり、今後も関係機関等と連携しながらニーズを把握するとともに、関係者の理解・協力を得ながら早期に必要な療育を受けることができるための支援の充実を図ります。

④保育所等訪問支援

保育所等に通う障害のある子どもやその他の気になる児童を対象に、障害のある子どもに対する指導経験のある児童指導員・保育士等が訪問し、本人や施設スタッフに対し専門的な支援を行う事業です。

■保育所等訪問支援の見込量

	実績値				計画値		
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用日数(日/月)	0	0	0	0	2	2	2
利用者数(人/月)	0	0	0	0	1	1	1

【見込量確保のための方策】

圏域内の他市町や関係機関等と連携し、サービスを提供できる体制の確保に努めます。

⑤居宅訪問型児童発達支援

重度の障害のある子どもで、児童発達支援等を利用するために外出することが著しく困難な児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知的技能の付与等の支援を行います。

■居宅訪問型児童発達支援の見込量

	実績値				計画値		
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用日数(日/月)	0	0	0	0	4	4	4
利用者数(人/月)	0	0	0	0	1	1	1

【見込量確保のための方策】

圏域内の他市町や関係機関等と連携し、サービスを提供できる体制の確保に努めます。

⑥障害児相談支援

障害児通所支援を利用する障害のある子どもを対象に、支給決定を行う際に障害児支援利用計画を作成するとともに、一定期間後において、サービスの利用状況の検証を行い、計画の見直し等を行います。

■障害児相談支援の見込量

	実績値				計画値		
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用者数(人/月)	9	11	10	12	13	14	15

【見込量確保のための方策】

利用者は増加傾向にあり、今後も関係機関等と連携しながら提供体制の確保を図ります。

